一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会　部会運営規程

（目的）

第１条 埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第３７条第３項の規定に基づき、部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする

（部会）

第２条　部会は次の通りとする。

　(1)　デイサービス部会

　(2)　地域包括・在宅介護支援部会

　(3)　養護・軽費老人ホーム部会

　(4)　ユニットケア研究部会

２　部会員は、別表１に掲げる区分による会員施設の施設長及び会長が委嘱する委員をもって構成する。

（デイサービス部会）

第３条　デイサービス部会は、デイサービス事業に関する事項について、調査研究を行い、理事会に報告する。

（地域包括・在宅介護支援部会）

第４条 地域包括・在宅介護支援部会は、地域包括事業及び在宅介護支援事業　　に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

（養護・軽費老人ホーム部会）

第５条　養護・軽費老人ホーム部会は、養護老人ホームの事業及び軽費老人ホームの事業運営に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

（ユニットケア研究部会）

第６条　ユニットケア研究部会は、ユニットケアの事業・研修等の事業運営に関する事項について、調査研究を行い理事会に報告する。

（部会長及び副部会長）

第７条　部会に部会長、副部会長を置く。

２　部会長および副部会長は、部会員の互選により選出する。

３　部会長は部会を総理し、副部会長はこれを補佐する。

（部会の招集）

第８条　部会は、部会長が招集する。

２　理事会から要請があった時、また３分の１以上の部会員から部会会開催の要求があった時は、部会長は部会を招集しなければならない。

３　部会の議長には、部会長があたる。

（経費）

第９条　各部会に必要な経費は、本会が負担する。

（事務処理）

第１０条　各部会の事務は、本会事務局において処理する。

（規程の改廃）

第１１条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附　則

この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。